

2020年10月6日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

### 離職証明書の記載についての要請書

以下の3点は、雇用保険の基本手当の受給にあたって特定受給資格者または特定理由離職者とするべき場合であり、離職証明書の離職理由の記載にあたっては、離職理由が自己都合とされることにより雇用保険の基本手当の受給が制限されることのないように記載することを要請いたします。また、このことを各部局担当者に周知徹底することを要請いたします。

- ① 准職員・時間雇用職員が5年以内の更新上限となることを余儀なくされ、そのもとで契約が更新されないことによって離職する場合
- ② 准職員・時間雇用職員が目的限定職員になる際に特定の目的の終了が解雇事由とされ、目的限定職員としてその目的終了によって解雇される場合
- ③ その他大学によって教職員が離職を余儀なくされる場合